

平成26年12月8日

第8回倉吉市議会定例会議案（追加）

倉吉市

目 次

議案第91号	平成26年度倉吉市一般会計補正予算(第8号)	別冊
議案第92号	平成26年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第93号	平成26年度倉吉市水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第94号	特別職の職員の給与等に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について……………	1
議案第95号	倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正について……………	4
議案第96号	倉吉市任期付職員の採用等に関する条例の制定について……………	10
議案第97号	倉吉市任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	15
請願第8号	「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書提出について……………	追請1
陳情第11号	人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める意見書提出について……………	追陳4
陳情第12号	旧明倫小学校の老朽化した建物と周辺の施設整備について……………	追陳10

議案第94号

特別職の職員の給与等に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員の給与等に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年12月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

特別職の職員の給与等に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年倉吉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合において100分の125、12月に支給する場合において<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合において100分の125、12月に支給する場合において<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与等に関する条例(昭和43年倉吉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第2条第3項及び第3条第3項の規定並びに第2条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第2条第3項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例第2条第3項及び第3条第3項の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例第2条第3項及び第3条第3項の規定による期末手当の内払とみなす。
- 3 第2条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例第2条第3項の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の教育長給与条例第2条第3項の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第95号

倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年12月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 倉吉市職員の給与に関する条例（昭和28年倉吉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,200円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u></p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u></p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,100円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>6,500円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>8,900円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>11,300円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>13,700円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>16,100円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>18,500円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>20,900円</u></p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>21,800円</u></p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>22,700円</u></p> <p>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>23,600円</u></p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>24,500円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が</p>

市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

第2条 倉吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300

18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	

59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100		
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800		
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500		
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000		
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700		
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400		
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100		
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600		
86	241,000	295,900	344,000	383,900			
87	241,700	296,200	344,500	384,500			
88	242,400	296,600	344,900	385,100			
89	243,100	296,900	345,200	385,800			
90	243,600	297,300	345,600	386,400			
91	244,100	297,700	346,100	387,000			
92	244,600	298,100	346,500	387,600			
93	244,900	298,200	346,700	388,300			
94		298,500	347,100				
95		298,900	347,600				
96		299,300	348,000				
97		299,500	348,100				
98		299,800	348,600				
99		300,200	349,100				

100	300,600	349,400				
101	300,800	349,700				
102	301,100	350,100				
103	301,500	350,500				
104	301,800	350,900				
105	302,000	351,400				
106	302,300	351,800				
107	302,700	352,200				
108	303,000	352,600				
109	303,200	353,100				
110	303,600	353,500				
111	304,000	353,900				
112	304,300	354,200				
113	304,400	354,700				
114	304,700					
115	305,000					
116	305,400					
117	305,600					
118	305,800					
119	306,100					
120	306,400					
121	306,800					
122	307,000					
123	307,300					
124	307,600					
125	308,000					

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の倉吉市職員の給与に関する条例（第1条の改正規定中第24条第2項の改正を除く。）の規定は、平成26年4月1日から、第1条の改正規定中第24条第2項の改正は、平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 この条例による改正後の倉吉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の倉吉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第96号

倉吉市任期付職員の採用等に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市任期付職員の採用等に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年12月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員(法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。)の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者(法第2条第3項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するため

に必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは業務が繁忙な期間における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運用を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するために適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年倉吉市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第16条の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、法第7条第1項及び第2項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年倉吉市条例第44号）第2条に規定する企業職員及び倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年倉吉市条例第16号）第1条に規定する現業職員（以下「企業職員等」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額
1級	370,000円
2級	418,000円
3級	470,000円
4級	531,000円
5級	606,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の職務の級を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特定任期付職員が地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあっては、当該特定任期付職員の受ける給料月額、前2項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額に相当する額とする。
- 4 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる職務の級により難いときは、前3項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる5級の給料月額にその額と同表に掲げる4級の給料月額との差額に整数を乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（当該特定任期付職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額に相当する額）とすることができる。
- 5 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 6 第2項の規定による職務の級の決定、第3項及び第4項の規定による給料月額の決定並びに前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の給与に関する特例）

第8条 法第3条第2項及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員等を除く。以下「任期付常勤職員」という。）及び法第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額（円）
1	倉吉市職員の給与に関する条例（昭和28年倉吉市条例第30号。以下「給与条例」という。）別表第1の職務の級1級の欄の25号給の項に定める額と同一の額
2	給与条例別表第1の職務の級2級の欄の1号給の項に定める額と同一の額
3	給与条例別表第1の職務の級3級の欄の1号給の項に定める額と同一の額
4	給与条例別表第1の職務の級4級の欄の1号給の項に定める額と同一の額
5	給与条例別表第1の職務の級5級の欄の1号給の項に定める額と同一の額
6	給与条例別表第1の職務の級6級の欄の1号給の項に定める額と同一の額

- 2 任命権者は、任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の職務の級を、任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者は、他の職員との著しい不均衡を生ずる場合には、規則で定めるところにより、任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を決定することができる。

（給与条例の適用除外等）

第9条 給与条例第3条、第4条、第8条から第10条の2まで、第11条の2、第15条から第17条まで、第24条及び第24条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与

条例第20条第1項中「第8条第1項の規定に基づき市長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員」とあるのは「倉吉市任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

3 給与条例第3条、第4条及び第24条の2の規定は、任期付常勤職員には、適用しない。

4 給与条例第3条、第4条、第9条から第10条の2まで、第11条の2及び第24条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第97号

倉吉市任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成26年12月8日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年倉吉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条第1項及び地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 略</p>
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 前条第1項に規定する職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとし、当該勤務時間は規則で定める。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 前条第1項に規定する職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとし、当該勤務時間は規則で定める。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、短時</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、<u>再任</u></p>

間勤務職員にあっては、8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則に定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日(育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則に定める基準に従い、任命権者が定める。

用短時間勤務職員にあっては、8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則に定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
20日(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則に定める基準に従い、任命権者が定める。

(倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員の給料)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、倉吉市任期付職員の採用等に関する条例(平成26年倉吉市条</p>	<p>(短時間勤務職員の給料)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 略</p>

例第 号)の規定により決定されたその者の給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相当する額とする。

(通勤手当)

第11条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス 略

(3) 略

3～6 略

(時間外勤務手当)

第15条 略

2 育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3～6 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、規則で定める時間数)を減じたもので除した額とする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第24条の3 略

2 第9条から第10条の2まで、第11条の2及び第24条の2の規定は、再任用短時間勤務職員及び任

(通勤手当)

第11条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス 略

(3) 略

3～6 略

(時間外勤務手当)

第15条 略

2 育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3～6 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(育児短時間勤務職員にあっては、規則で定める時間数)を減じたもので除した額とする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第24条の3 略

2 第9条から第10条の2まで、第11条の2及び第24条の2の規定は、再任用短時間勤務職員には、

<p><u>期付短時間勤務職員</u>には、適用しない。</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第25条の2 常勤を要しない職員（<u>育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>を除く。）については、任命権者は常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>適用しない。</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第25条の2 常勤を要しない職員（<u>育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員</u>を除く。）については、任命権者は常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。</p> <p>2 略</p>
---	---

(倉吉市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 倉吉市職員退職手当支給条例（昭和29年倉吉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、職員のうち常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）</u>第3条第1項及び第2項並びに第4条の規定により採用されたものを除く。以下「職員」という。）が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用されたもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び任期付職員法第5条第1項の規定により採用されたものを除く。</u>）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者（<u>再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用されたものをいう。）</u>を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当</p>

するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該

するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮（こ）以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮（こ）以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮（こ）以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該

退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職等処分（再任用短時間勤務職員に対するものに限る。以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 略

2及び3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

退職後に禁錮（こ）以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職等処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 略

2及び3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

5～8 略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

請願第 8 号

「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書提出について

1 提出者 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟鳥取県本部
会長 保田 睦美

2 受理年月日 平成26年12月 1日

別紙のとおり請願書の提出があった。

平成26年12月8日

倉吉市議会議長 由 田 隆

平成26年11月28日

請 願 書

鳥取県

倉吉市議会議員 由田 隆 様

住所鳥取市立川市6 市営住宅9-2

氏名 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟鳥取県本部

会長 保田 睦美



紹介議員 佐藤 博英

「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書提出の請願

治安維持法の犠牲者は、平和を願い、人権尊重と主権在民・信教の自由を唱え戦争に反対したために逮捕され拷問による虐殺、また獄死するという多大な犠牲を受けました。制定から廃止されるまでの20年間に、作家小林多喜二をはじめ学者・宗教者・文化人など、逮捕者10万人、送検された人75,681人、虐殺された人80人以上、拷問、虐待などによる獄死1,600人余、実刑5,162人、鳥取県でも犠牲者は200名余にのぼっています。

戦後治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由の弾圧と人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされましたが、政府は謝罪も賠償もしていません。

ドイツでは連邦補償法で、ナチスの犠牲者に謝罪し賠償しています。イタリアでも、国家賠償法で「反ファシスト政治犯」に終身年金を支給しています。アメリカ・カナダでは、第二次世界大戦中強制収容した日系市民に対し、1988年に市民的自由法を制定し約2万ドルないし2万1千ドル(約250万円)を支払い、大統領が謝罪しています。韓国では、治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、犠牲者に年金を支給しています。

日弁連主催の人権擁護大会(1993年)は、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対したものとして・・・その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めています。

治安維持法の制定から89年経過し、生存する犠牲者はわずかになっています。一日も早く政府による謝罪と賠償を実現することは、人道上当然の急務であり、再び戦争と暗黒政治を許さないあかしとなるものです。

よって、国におかれては、「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)制定し、犠牲者に対して、謝罪と賠償を行うよう強く要望するものです。

貴議会におかれましては、どうかこの意をお汲み取りいただき、地方自治法第99条に基づき「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める意見書を、国会、政府に提出していただきますようお願いいたします。

陳情第 11 号

人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める
意見書提出について

1 提出者 在日本大韓民国民団鳥取県本部
団長 薛 幸夫

2 受理年月日 平成26年11月12日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成26年12月8日

倉吉市議会議長 由 田 隆

倉吉市議会

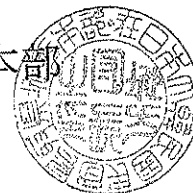
由田 隆 議長 殿

人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し
処罰する法律の制定を求める要望書

2014年 11月 11日

在日本大韓民国民団鳥取県本部

団長 薛 幸 夫



日本は世界第三位の経済大国であり、民主主義の成熟した国として、また優れた文化を有する「おもてなし」の国として国際社会において高く評価されています。

現在、日本には在日韓国人をはじめとする200万人以上の外国人住民が居住しており、納税などの義務をはじめ地域社会に応分の貢献をし生活を営んでいます。

ところが昨年来、主に在日韓国人を標的としたヘイトスピーチデモが日本各地で頻繁に起こっていることに私たちは心を痛めております。とりわけ「朝鮮人みな殺しにせよ」「不逞鮮人追放」「大虐殺するぞ」「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」などというヘイトスピーチがあからさまに露出してきており、私たちは大変憂慮しています。

ヘイトスピーチデモを行なう団体は、在特会（在日特権を許さない市民の会）をはじめとするネット右翼や新興の右派団体で、繁華街を拡声器を使って怒声を飛ばしレイシズム的表現で憎悪を煽る披らの一連の言動は、日本の社会問題として深刻化しています。日本の各界においても常軌を逸した人種差別を憂慮し規制を求める声が上がっており、2020年の東京オリンピックを控え、国際社会においても問題視されています。

私たちは、在日韓国人をはじめとする外国人住民の生命と安全を脅かすヘイトスピーチ・ヘイトクライムが一日も早く根絶されるよう、速やかな解決を求めて以下の通り要望します。

《要望の趣旨》

1. 人種差別・民族差別を煽るヘイトスピーチを法律で禁止するよう政府並びに国会に要望すること。
2. 日本国が批准している人種差別撤廃条約2条1項柱書及び同条項(b)(d)、4条(c)にもとづき、人種差別を助長し扇動する団体のデモ及び集会、公共の施設等の利用を許可しないこと。
3. 日本国が批准を留保している人種差別撤廃条約4条(a)(b)に関する留保を撤回し、ヘイトスピーチを法律で規制するよう政府並びに国会に要望すること。

《要望の理由》

1. ヘイトスピーチの放置が東京オリンピックに与える影響を憂慮します。

2020年に東京オリンピックが開催されます。人種差別・民族差別的行為の放置は、国際社会に、日本は人種差別を容認しているという悪い印象を与えかねません。国際社会において日本の名誉を傷つけ恥となるもので、速やかな処置が求められています。

2. ヘイトスピーチは人種差別を煽る「犯罪」行為です。

一線を越え「朝鮮人を殺せ」と連呼し、「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」などと民族殺戮を教唆するヘイトスピーチやプラカードが露骨に現われ、白昼公然と組織的に「大虐殺」を口にする集団の出現は、レイシズム以外の何も

のでもありません。

日本は人種差別撤廃条約に加入しています。イギリス、ドイツ、カナダなどは人種差別の記事や演説、ヘイトスピーチや民族排撃デモは法律で禁じられています。

3. 京都地裁・大阪高裁が在特会の街宣は「人種差別」と認め、賠償命令を下しています。

京都朝鮮学校の周辺で街宣活動し、ヘイトスピーチと呼ばれる差別的な発言を繰り返して授業を妨害したとして、京都地裁は「在日特権を許さない市民の会」（在特会）などに対し、学校の半径200メートルでの街宣禁止と1226万円の賠償を命じました。

特定の人種や民族への差別や憎しみをあおり立てる街宣や、一連の行動を動画で撮影しインターネットで公開した行為について「人種差別撤廃条約で禁止した人種差別に当たり、違法だ」と指摘し、「示威活動によって児童らを怖がらせ、通常の授業を困難にし、平穏な教育事業をする環境を損ない、名誉を毀損した」として、不法行為に当たると判断しました。（2013年10月）

控訴審判決でも大阪高裁は京都地裁の判決を支持し、在特会側の控訴を棄却しました。（2014年7月8日）

4. 「Japanese only」人種差別的横断幕で浦和レッズに「無観客試合」の処分。

2014年3月8日、埼玉スタジアムで行なわれたサッカーJ1の浦和－鳥栖で、浦和サポーター席へ入るゲートに「Japanese only」と書かれた横断幕が掲げられました。「日本人以外お断り」との差別的表現に人種差別との非難の声が内外から起こり、サッカーJリーグは、スタジアム内にサポーターが掲げた横断幕が差別的だったと判断し、すぐに撤去しなかったクラブにも責任があるとして、レッズに対し、ホームゲームを観客を入れないで行う「無観客試合」とする最も重い処分を出しました。同時に、横断幕を掲げた3人が所属する20人のサポーターグループに対し、無期限の活動停止とレッズのすべての試合への無期限の入場禁止の処分をしました。

Jリーグは4月22日、現行の試合運営管理規定や観戦マナーとルールに「差別的、侮辱的もしくは公序良俗に反する行動の禁止」の項目を追加し、規定の「禁止行為」には「人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為をすること」を加えました。主催クラブが違反者に対し、損害賠償を請求できることも明記しました。

5. 韓国人住民に対する大きな脅威であり、教育上、子どもや青少年に悪影響を与えます。

韓国籍住民が多く居住する特定の地域で、しかも営業店舗の密集する地域の前を、民族差別を煽りながら常軌を逸した排外的デモ・街宣活動を何度も繰り返し

て行なうことは、営業妨害にとどまらず周辺の安全を脅かすものです。一線を越えた民族差別は、デモを行なっている特定地域のみの問題ではなく、同時に日本に住んでいる全韓国人住民に対する脅迫、罵倒であり、看過できるものではありません。

「殺せ」と声高に連呼し、民族差別を助長するデモ行為は、教育上、子どもや青少年に与える悪影響は甚大です。ヘイトスピーチに傷つけられないよう子どもたちを守る必要があり、そのためにも厳しい法規制が必要であります。

なお、上述「要望の趣旨」2項にもあるとおり、現行日本国法下でも、人種差別撤廃条約2条1項柱書、同条項(b)(d)や同条約4条(c)を根拠としてデモや街宣、公共の施設利用を不許可とすることはできるはずです。

また、人種差別、排外主義、特定民族の虐殺を扇動する在特会らの活動は、各地方公共団体の施設管理条例において一般的に定められている施設利用許可除外事由の「公共の秩序を亂し、又は善良の風俗を害するおそれのあるとき」にも該当するものです。

6. 彼らの言動は日本社会の「恥」です。

参院予算委員会で、在日韓国・朝鮮人を対象とした排斥的なデモが国内で横行している事が問題となり、安倍晋三首相は「一部の国、民族を排除しようという言動があることは、極めて残念だ」と非難しました。首相は「他国や他国の人々をひぼう中傷することで、われわれが優れているという認識を持つことは間違っているし、結果として自分たちを辱めていることにもなる」と強調しました。

(参院予算委員会 2013年5月)

また、韓日外相会談で韓国側は、「最近、日本の右翼団体の反韓示威が表現の自由を超える段階にあることを憂慮する。日本政府の適切な処置を期待する」と述べ、ヘイトスピーチを行う反韓デモへの対応を要請しました。これに対し、岸田外相は「日本は法治国家であり、法秩序を守っていく立場だ」と答えました。

(2013年7月)

舛添要一東京都知事は、ヘイトスピーチについて、安倍首相に国レベルで規制への対策を検討するよう要請、これに対し首相は、「(ヘイトスピーチは)日本人の誇りを傷つける。しっかり対処しなければならない」と述べ、自民党で対応を検討する考えを表明しました。(2014年8月7日)

現在、民族的人種的マイノリティ集団に対するヘイトスピーチを犯罪として規制する法は、日本国にはありません。「一部の国、民族を排除しようとする言動」や差別の扇動は許されないという「法秩序」を形成していくことこそ、喫緊の課題として法治国家たる日本国に求められています。

7. 国連・自由権規約委員会および人種差別撤廃委員会が日本に勧告しています。

2014年7月24日、自由権規約委員会は、日本政府に対し、人種や国籍差別を助長

する街宣活動を禁止し、犯罪者を処罰する自由権規約20条に適應する立法措置を求める勧告をしました。

さらに、2014年8月29日、人種差別撤廃委員会は、人種や国籍などの差別を煽るヘイトスピーチを法律で規制するよう改めて強く勧告し、街宣活動やネットなどでの人種差別を煽る行為を行った個人、団体、公人、政治家に対する適切で断固とした制裁を求める強い勧告を出しました。

また、国連人権機関の社会権規約委員会も、元「従軍慰安婦」の女性らをおとしめるヘイトスピーチなどを防止するために、「慰安婦」の受けた被害について日本政府が公衆（日本国民）を啓蒙・教育することを勧告しています（2013年5月）。さらに、米務省は2013年度版人権報告書で、在日韓国・朝鮮人の排斥を掲げる「在日特権を許さない市民の会（在特会）」のヘイトスピーチを取り上げ、懸念を表明しています（2014年2月）。

8. ヘイトスピーチは国際社会では処罰対象です。

ヘイトスピーチは社会の平穩を亂し、人間の尊嚴を侵すとして、諸外国で規制されています。ドイツはデモや集会、ネットの書き込みで特定の集団を侮辱する行為を「民衆扇動罪」に定め、5年以下の禁錮刑を科しています。国内に住む外国人を「駆除されるべき集団」などと表現する行為もこの罪に当たります。

イギリスの公共秩序法も同様の行為に7年の懲役刑、フランスや民族対立から内戦が起きた旧ユーゴスラビアのモンテネグロも罰金刑を設けています。

また、所謂「表現の自由」を重視するアメリカにおいても、公民権法はもちろんのこと、人種や国籍、宗教に対する偏見に基づく暴力、脅迫などの犯罪行為を禁じるヘイトクライム法等が制定されており、人種差別を禁ずる「法秩序」が整備されています。

陳情第 12 号

旧明倫小学校の老朽化した建物と周辺の施設整備について

1 提出者 倉吉市明倫地区自治公民館協議会
会長 岡野 勝義

2 受理年月日 平成26年11月18日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成26年12月8日

倉吉市議会議長 由 田 隆

陳 情 書

要旨

地域住民の安全確保のため、老朽化が進み危険度が高い旧明倫小学校の建物に対して、市が示された解体の方針をご理解いただき、速やかな措置を講じていただくとともに、旧明倫小学校跡地周辺の総合的な施設整備をしていただきますよう要望いたします。

説明

1 旧明倫小学校の老朽化した建物について

旧明倫小学校の老朽化した建物周辺には歩道、人権文化センター・中央児童館、児童遊園地等が隣接し、市民が日常的に利用しています。

本年4月1日から倉吉市空き家等の適正管理に関する条例が施行されましたが、市が所有する旧明倫小学校の老朽化した建物は、条例に規定する管理不全な状態にある空き家に該当するものであり、耐震の問題とあわせて建築材の飛散への不安もあるところであります。児童をはじめとした周辺施設の利用者、歩行者及び周辺住民のために、安全で安心な市民生活を確保していただきたく、市の解体の方針をご理解いただき実施につながる速やかな措置を講じていただきますよう要望いたします。

2 旧明倫小学校跡地周辺の施設整備について

長年にわたり、旧明倫小学校跡地周辺の整備について市へ要望を続けてまいりましたが、昨年、中心市街地活性化計画の中に位置づけ地元の意見を聞き取り組みたいという趣旨の回答を頂いたところであります。

当面は、倉吉福祉センターの土地に供され消滅した明倫ふれあい広場（旧福祉会館跡地）に代わる、災害避難場所などの防災対策をはじめとした多目的広場として整備していただきたい。また、将来的には、閉鎖された明倫体育館に代わる市民が気軽に利用し楽しむことができる小規模体育館や高齢者等を対象にした民間施設、商業施設又は医療施設、そして、狭隘で老朽化が進行しつつある明倫地区公民館の移転新設など、地区住民のみならず、倉吉市民の利用に供することのできる施設配置をした複合施設エリアの整備を要望いたします。

以上、明倫地区の発展と活性化のため、格段のご高配を賜りますようお願いいたします。

平成 26 年 11 月 18 日

倉吉市議会議長 由 田 隆 様

倉吉市明倫地区自治公民館協議会
会 長 岡 野 勝 義

